

# 山梨県公報

第千四百八十六号

平成十六年

六月二十一日

月 曜 日

## 目 次

予防接種の業務を行う医師(四件)……………四三五  
 予防接種の業務の承諾を撤回した医師……………四三六  
 使用料の徴収事務の委託(二件)……………四三六  
 使用料の収納事務の委託……………四三六

## 公 告

指定知的障害者更生施設等の指定……………四三六  
 身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定……………四三七  
 知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定……………四三七  
 児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定……………四三七  
 土地改良区役員の退任及び就任(二件)……………四三八  
 換地処分の届出(二件)……………四三九  
 公安委員会……………四三九  
 信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………四三九

## 正 誤

平成十六年三月三十一日付け号外第十三号中……………四四四

## 告 示

### 山梨県告示第二百八十九号

山梨県内の各市町村長が予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第三条第一項の規定により行う麻しんの予防接種については、次の表に掲げる医師が同表に掲げる場所等で当該業務を行う旨承諾した。

平成十六年六月二十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

医師の氏名	予防接種を行う主たる場所
廣田 健児	都留市四日市場百八十八番地 医療法人社団青虎会 ツル虎ノ門外科 リハビリテーション病院
河合 伸昭	都留市四日市場百八十八番地 医療法人社団青虎会 ツル虎ノ門外科 リハビリテーション病院
黒田 格	北都留郡上野原町上野原三千百九十五番地 上野原町立病院

### 山梨県告示第二百九十号

山梨県内の各市町村長が予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第三条第一項の規定により行う麻しんの予防接種に協力する旨の次の表に掲げる医師の承諾が撤回された。

平成十六年六月二十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

医師の氏名	予防接種を行う主たる場所
駒井 孝行	富士河口湖町船津六千六百六十三番地一 山梨赤十字病院

### 山梨県告示第二百九十一号

山梨県内の各市町村長が予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第三条第一項の規定により行う麻しんの予防接種については、次の表に掲げる医師が同表に掲げる場所等で当該業務を行う旨承諾した。

平成十六年六月二十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

医師の氏名	予防接種を行う主たる場所
畑 園子	富士河口湖町船津六千六百六十三番地一 山梨赤十字病院

山梨県告示第百九十二号

山梨県内の各市町村長が予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第三条第一項の規定により行う麻しんの予防接種については、次の表に掲げる医師が同表に掲げる場所等で当該業務を行う旨承諾した。

平成十六年六月二十一日

山梨県知事 山本 栄彦

医師の氏名	予防接種を行う主たる場所
下山 仁	山梨市本町三丁目五番三号 山梨市立病院

山梨県告示第百九十三号

山梨県内の各市町村長が予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第三条第一項の規定により行う麻しんの予防接種に協力する旨の次の表に掲げる医師の承諾が撤回された。

平成十六年六月二十一日

山梨県知事 山本 栄彦

医師の氏名	予防接種を行う主たる場所
小林 浩司	山梨市本町三丁目五番三号 山梨市立病院

山梨県告示第百九十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の徴収事務を委託した。

平成十六年六月二十一日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 委託の相手方  
山梨市江曾原千四百八十八番地 財団法人山梨県公園公社
- 二 委託に係る使用料  
山梨県笛吹川フルーツ公園の有料公園施設及び設備器具の使用料
- 三 委託の期間

平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで

山梨県告示第百九十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の徴収事務を委託した。

平成十六年六月二十一日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 委託の相手方  
甲府市小瀬町八百四十番地 財団法人山梨県民スポーツ事業団
- 二 委託に係る使用料  
山梨県小瀬スポーツ公園、山梨県富士北麓公園、山梨県御勅使南公園及び山梨県富士川クラフトパークの有料公園施設及び設備器具の使用料
- 三 委託の期間  
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで

山梨県告示第百九十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

平成十六年六月二十一日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 委託の相手方  
甲府市下飯田一丁目十三番二十三号 財団法人山梨県交通安全協会
- 二 委託に係る使用料  
パーキングチケット発給設備の使用料
- 三 委託の期間  
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで

公 告

● 指定知的障害者更生施設等の指定  
知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の十一第一項の規定により、次の施設を指定知的障害者更生施設等として指定した。

平成十六年六月二十一日

山梨県知事 山本 栄彦

名称	所在地	サービスの種類
くぬぎの森	甲府市下帯那町二九七九番地一	知的障害者通所授産施設

身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定  
 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第一項の規定により、次の者を指定居宅支援事業者として指定した。  
 平成十六年六月二十一日

山梨県知事 山本 栄彦

名称	所在地	事業所の所在地	サービスの種類
甲斐レスピット株式会社	甲府市宝一丁目五番一八号	甲府市宝一丁目五番一八号	身体障害者デイサービス
社会福祉法人南部町社会福祉協議会	南巨摩郡南部町内船八八二番地	南巨摩郡南部町内船八八二番地	身体障害者居宅介護
社会福祉法人山梨ライトハウス	甲府市下飯田二丁目一〇番一号	甲府市下飯田一丁目五番一〇号	身体障害者居宅介護
合資会社ピノキオふくしさいびす	北巨摩郡長坂町大八田二二八番地	北巨摩郡長坂町大八田二二八番地	身体障害者居宅介護
社会福祉法人欣寿会	富士吉田市松山一六一三番地	富士吉田市松山一六一三番地	身体障害者短期入所
株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目一〇番一号	大月市大月町花咲三九〇番地	身体障害者居宅介護
株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目一〇番一号	南都留郡富士河口湖町船津二〇九一番地二	身体障害者居宅介護

● 知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定  
 知的障害者福祉法（昭和二十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項の規定により、次の者を指定居宅支援事業者として指定した。

平成十六年六月二十一日

山梨県知事 山本 栄彦

名称	所在地	事業所の所在地	サービスの種類
甲斐レスピット株式会社	甲府市宝一丁目五番一八号	甲府市宝一丁目五番一八号	知的障害者デイサービス
社会福祉法人友和会	北巨摩郡双葉町宇津谷八三三一番地	北巨摩郡武川村柳沢二九四六番地一二	知的障害者短期入所
社会福祉法人南部町社会福祉協議会	南巨摩郡南部町内船八八二番地	南巨摩郡南部町内船八八二番地	知的障害者居宅介護
社会福祉法人山梨ライトハウス	甲府市下飯田二丁目一〇番一号	甲府市下飯田一丁目五番一〇号	知的障害者居宅介護
社会福祉法人山の都福祉会	東山梨郡勝沼町山一四〇五番地一	東山梨郡勝沼町山一四〇五番地一	知的障害者居宅介護
社会福祉法人欣寿会	富士吉田市松山一六一三番地	富士吉田市松山一六一三番地	知的障害者短期入所
社会福祉法人高根福祉みのる会	北巨摩郡高根町箕輪二二七〇番地一	北巨摩郡高根町箕輪二二七〇番地一	知的障害者短期入所
株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目一〇番一号	大月市大月町花咲三九〇番地	知的障害者居宅介護
株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目一〇番一号	南都留郡富士河口湖町船津二〇九一番地二	知的障害者居宅介護
株式会社やさしい手甲府	甲府市朝日五丁目四番一六号	甲府市朝日五丁目四番一六号	知的障害者居宅介護

● 児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定  
 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の十第一項の規定により、次の者を指定居宅支援事業者として指定した。  
 平成十六年六月二十一日

名称	所在地	事業所の所在地	サービスの種類
社会福祉法人山梨福祉事業会	韮崎市旭町上条南割三三一四番地一四	都留市大幡五二一八番地	児童短期入所
甲斐レスビット株式会社	甲府市宝一丁目五番一八号	甲府市宝一丁目五番一八号	児童デイサービス
社会福祉法人友和会	北巨摩郡双葉町宇津谷八三三一番地	北巨摩郡武川村柳沢二九四六番地一二	児童短期入所
社会福祉法人南部町社会福祉協議会	南巨摩郡南部町内船八八一二番地	南巨摩郡南部町内船八八一二番地	児童居宅介護
社会福祉法人山梨ライトハウス	甲府市下飯田二丁目一〇番一号	甲府市下飯田一丁目五番一〇号	児童居宅介護
社会福祉法人山の都福祉会	東山梨郡勝沼町山一四〇五番地一	東山梨郡勝沼町山一四〇五番地一	児童デイサービス
社会福祉法人欣寿会	富士吉田市松山一六一三番地	富士吉田市松山一六一三番地	児童短期入所
社会福祉法人高根福祉みのる会	北巨摩郡高根町箕輪二二七〇番地一	北巨摩郡高根町箕輪二二七〇番地一	児童短期入所
株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目一〇番一号	大月市大月町花咲三九〇番地	児童居宅介護
株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目一〇番一号	南都留郡富士河口湖町船津二〇九一番地二	児童居宅介護

● 土地改良区役員 の 退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、近津用水土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成十六年六月二十一日

一 退任

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	深沢 和雄	甲府市増坪町五九三番地	平成十六年三月三十一日
同	飯田 裕	同 西油川町二四八番地	同
監事	望月 利夫	東八代郡石和町今井二〇番地	同

二 就任

役職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	土方 甚久	甲府市上町三二六番地	平成十六年四月一日
同	深沢 昭二	同 小瀬町六四〇番地	同
監事	伊藤 英夫	東八代郡石和町今井三六番地	同

● 土地改良区役員 の 退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、本途堰土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成十六年六月二十一日

一 退任

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	上野 昭雄	北巨摩郡双葉町岩森四二番地二	平成十六年四月二十九日
同	猪股庄太郎	同 宇津谷四三九二番地	同
監事	小林 武男	同 八四六番地	同

二 就任

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事	矢崎 正樹	北巨摩郡双葉町岩森二番地	平成十六年四月三十日
同	奥石 重美	宇津谷九六六番地	同
同	小林 義信	地同 四四八七番地	同
監事	猪股 鎮夫	同 八五五番地	同

● 換地処分の届出

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定により、高根町長職務代理人から換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により、次のとおり公告する。

平成十六年六月二十一日

一 地区名

高根町宮平地区

山梨県知事 山 本 栄 彦

二 換地処分をした年月日

平成十六年五月三十一日

三 換地処分をした土地の権利者数

二十人

● 換地処分の届出

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定により、高根町長職務代理人から換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により、次のとおり公告する。

平成十六年六月二十一日

一 地区名

高根町宮尾根地区

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 二 換地処分をした年月日  
平成十六年五月三十一日
- 三 換地処分をした土地の権利者数  
二十一人

公安委員会

山梨県公安委員会告示第四十一号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成十六年六月二十一日

山梨県公安委員会

委員長 鶴 田 美 枝

別表第一中

一四七	中巨摩郡榑形町十五所七四〇番地の一先（町道榑形七号線と町道十五所七号線と町道十五所六四号線との十字路交差点）	小笠原警察署 南	平成一四年八月一日 告示第四一号
-----	--	----------	---------------------

一四七	南アルプス市十五所七四〇番地の一先（市道榑形七号線と市道十五所七号線と市道十五所六四号線との十字路交差点）	南アルプス警察署 南	平成一六年六月二二日 告示第四一号
-----	---	------------	----------------------

に改める。

別表第四中

四七四	町道花の森公園線	車両	車両進行 北から南へ終日	長坂	平成一六年六月三日 告示第三七号
-----	----------	----	--------------	----	---------------------

を

四七八	国道一四〇号(西関)東連絡道・桜井道	甲府市桜井町一、〇六二番の三三二地先(桜井オナランブ起点部)から甲府市桜井町七六番の三三二地先(桜井オナランブ高架橋部の終	車両	車両進行 東から西 へ終日	甲府	平成一六年六月二一日 告示第四一號
四七七	国道一四〇号(西関)東連絡道・桜井オナランブ	甲府市桜井町七六番の三三二地先(桜井橋北側)から甲府市桜井町一〇六二番の三三二地先(桜井オナランブ終点部)まで(四一一・五メートル)	車両	車両進行 西から東 へ終日	甲府	平成一六年六月二一日 告示第四一號
四七六	国道一四〇号	甲府市桜井町七六番の三三二地先(桜井橋北側)から甲府市桜井町八八番地先(山梨英和大学前交差点)まで(一三五メートル)	車両	車両進行 北から南 へ終日	甲府	平成一六年六月二一日 告示第四一號
四七五	国道一四〇号	甲府市桜井町八八番地先(山梨英和大学前交差点)から甲府市桜井町七六番の三三二地先(桜井橋北側)まで(一三五メートル)	車両	車両進行 南から北 へ終日	甲府	平成一六年六月二一日 告示第四一號
四七四	町道花の森公園線	北巨摩郡高根町長沢一五五〇番地一先(国道一四一号との交差点)から北巨摩郡高根町長沢七三三番地一先(花の森公園駐車場)まで(三〇〇メートル)	車両	車両進行 北から南 へ終日	長坂	平成一六年六月三日 告示第三七號

花の森公園駐車場)まで(三〇〇メートル)

に改める。  
別表第八中

二七	県道笹崎(新山)梨環状(道路)	南アルプス市寺部一、三三三番地先(南アルプスIC流出入部)	南アルプスIC方向 へ北進する車両	終日	小笠原	平成一六年三月二五日 告示第二〇號
四八〇	国道一四〇号(西関)東連絡道・鎮目オナランブ	東山梨郡春日居町鎮目二、八〇一番の二地先(鎮目オナランブ起点部)から東山梨郡春日居町鎮目三、七七一番の五二地先(鎮目オナランブ終点部)まで(三三〇メートル)	車両	車両進行 西から東 へ終日	日下部	平成一六年六月二一日 告示第四一號
四八一	国道一四〇号(西関)東連絡道・鎮目オナランブ	東山梨郡春日居町鎮目二、三八〇番の六地先(鎮目オナランブ起点部)から東山梨郡春日居町鎮目二、〇一二番の二地先(鎮目オナランブ終点部)まで(三三〇メートル)	車両	車両進行 東から西 へ終日	日下部	平成一六年六月二一日 告示第四一號
四七九	国道一四〇号(西関)東連絡道・桜井オナランブ	甲府市桜井町九二一番の三三二地先(桜井オナランブ高架橋部との分岐点)から甲府市桜井町七六番の三三二地先(桜井橋北側)まで(三〇五メートル)	車両	車両進行 東から西 へ終日	甲府	平成一六年六月二一日 告示第四一號

二七	国道一 四〇号 (西関 東連絡 道路)	甲府市桜井町一、〇六 二番の一三二地先(大 蔵経寺山トンネル甲府 市側出入口上下線の分 岐点)	甲府市 内国道 一四〇 号方向 へ西進 する車 両	終日	南ア ルプ ス 告示第四一号
二八	国道一 四〇号 (西関 東連絡 道路)	甲府市桜井町一、〇六 二番の一三二地先(大 蔵経寺山トンネル甲府 市側出入口上下線の分 岐点)	甲府市 内国道 一四〇 号方向 へ西進 する車 両	終日	甲府 平成一六年六月二 一日 告示第四一号

に改める。  
別表第十中

四、八三三	国道一 四〇号 (英和学院入口交差点)	甲府市横根町九四九番地の二先	甲府 平成一三年一二 月二七日 告示第五五号
-------	---------------------------	----------------	---------------------------------

四、八三三	国道一 四〇号 (西関 東連絡 道路)	甲府市桜井町八八八番地先(山 梨英和大学前交差点)	三 甲府 平成一六年六月 二一日 告示第四一号
-------	---------------------------------	------------------------------	-------------------------------------

五、〇三五	県道甲 府南ア ルプス 線	中巨摩郡竜王町富竹新田二、一 五二番地先(シムラ産業(株)前)	一 南甲 府 平成一六年六月 三日 告示第三七号
-------	------------------------	------------------------------------	---

五、〇三五	県道甲 府南ア ルプス 線	中巨摩郡竜王町富竹新田二、一 五二番地先(シムラ産業(株)前)	一 南甲 府 平成一六年六月 三日 告示第三七号
五、〇三六	国道一 四〇号 (西関 東連絡 道路)	甲府市桜井町九〇六番地先(山 梨英和大学北交差点)	四 甲府 平成一六年六月 二一日 告示第四一号

に改める。  
別表第十四中

一、六 〇五	県道上 野原あ きる野 線	北都留郡上野原町 柵原一、〇三九番 地先(から沢橋南 詰)から北都留郡 上野原町柵原六、 四九六番地先(俣 渡橋北詰)までの 両側	二、二〇〇 車両(原付・ けん引を 除く) 四〇 上野 原 平成一六 年六月三 日 告示第三 七号
-----------	------------------------	--	--

一、六 〇六	国道一 四〇号 (西関 東連絡 道路)	甲府市桜井町八八 八番地先(山梨英 和大学前交差点) から甲府市桜井町 九〇八番の七地先 (山梨英和大学北	二、二八五 車両(原付・ けん引を 除く) 四〇 甲府 平成一六 年六月二 一日 告示第四 一号
-----------	---------------------------------	--	--

一、六	一、六 〇七	一、六 〇八	一、六 〇九	一、六 〇七	一、六 〇八	一、六 〇九	一、六 〇七	一、六 〇八	一、六 〇九
国道一 間)	国道一 四〇号 (西関 東連絡 道路・ 桜井オ フラン プ自動 車専用 道路区 間)	国道一 四〇号 (西関 東連絡 道路・ 桜井オ フラン プ自動 車専用 道路区 間・高 架橋部	国道一 四〇号 (西関 東連絡 道路・ 桜井オ フラン プ自動 車専用 道路区 間)	国道一 四〇号 (西関 東連絡 道路・ 桜井オ フラン プ自動 車専用 道路区 間)	国道一 四〇号 (西関 東連絡 道路・ 桜井オ フラン プ自動 車専用 道路区 間)	国道一 四〇号 (西関 東連絡 道路・ 桜井オ フラン プ自動 車専用 道路区 間)	国道一 四〇号 (西関 東連絡 道路・ 桜井オ フラン プ自動 車専用 道路区 間)	国道一 四〇号 (西関 東連絡 道路・ 桜井オ フラン プ自動 車専用 道路区 間)	国道一 四〇号 (西関 東連絡 道路・ 桜井オ フラン プ自動 車専用 道路区 間)
甲府市桜井町一、	甲府市桜井町九〇 八番の七地先(山 梨英和大学北交差 点北側)から甲府 市桜井町一、〇六 二番の一三二地先 (桜井オランプ 終点部)まで	甲府市桜井町七 一六番の三三二地先(桜 井オランプ高架 橋部の終点部)ま で	甲府市桜井町九二 一番の三三二地先(桜 井オランプ高架 橋部との分岐点) から甲府市桜井町 九二七番の一三二 地先(桜井オランプ 終点部)まで	甲府市桜井町九〇 八番の七地先(山 梨英和大学北交差 点北側)から甲府 市桜井町一、〇六 二番の一三二地先 (桜井オランプ 終点部)まで	甲府市桜井町七 一六番の三三二地先(桜 井オランプ高架 橋部の終点部)ま で	甲府市桜井町九二 一番の三三二地先(桜 井オランプ高架 橋部との分岐点) から甲府市桜井町 九二七番の一三二 地先(桜井オランプ 終点部)まで	甲府市桜井町九〇 八番の七地先(山 梨英和大学北交差 点北側)から甲府 市桜井町一、〇六 二番の一三二地先 (桜井オランプ 終点部)まで	甲府市桜井町七 一六番の三三二地先(桜 井オランプ高架 橋部の終点部)ま で	甲府市桜井町九二 一番の三三二地先(桜 井オランプ高架 橋部との分岐点) から甲府市桜井町 九二七番の一三二 地先(桜井オランプ 終点部)まで
一、九七〇	二六一・五	四二五	一五五	二六一・五	四二五	一五五	二六一・五	四二五	一五五
自動車	自動車	自動車	自動車	自動車	自動車	自動車	自動車	自動車	自動車
六〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
甲府	甲府	甲府	甲府	甲府	甲府	甲府	甲府	甲府	甲府
平成一六	平成一六 年六月二 一日 告示第四 号	平成一六 年六月二 一日 告示第四 号	平成一六 年六月二 一日 告示第四 号	平成一六 年六月二 一日 告示第四 号	平成一六 年六月二 一日 告示第四 号	平成一六 年六月二 一日 告示第四 号	平成一六 年六月二 一日 告示第四 号	平成一六 年六月二 一日 告示第四 号	平成一六 年六月二 一日 告示第四 号

四四四 市道二 十人三 吉線	甲府市相生三丁目六 番三〇号先(相生交 番前交差点)から甲	一 〇	一 〇	一 〇	一 〇	一 〇	一 〇	一 〇	一 〇
四四四 市道二 十人三 吉線	甲府市相生三丁目六 番三〇号先(相生交 番前交差点)から甲	〇六二番の一三二 地先(大蔵経寺山 トンネル甲府市側 出入口上下線の分 岐点)から東山梨 郡春日居町鎮目二 、八〇一番の二地 先(鎮目ランプと の分岐点)までの 両側	〇六二番の一三二 地先(大蔵経寺山 トンネル甲府市側 出入口上下線の分 岐点)から東山梨 郡春日居町鎮目二 、八〇一番の二地 先(鎮目ランプと の分岐点)までの 両側	〇六二番の一三二 地先(大蔵経寺山 トンネル甲府市側 出入口上下線の分 岐点)から東山梨 郡春日居町鎮目二 、八〇一番の二地 先(鎮目ランプと の分岐点)までの 両側	〇六二番の一三二 地先(大蔵経寺山 トンネル甲府市側 出入口上下線の分 岐点)から東山梨 郡春日居町鎮目二 、八〇一番の二地 先(鎮目ランプと の分岐点)までの 両側	〇六二番の一三二 地先(大蔵経寺山 トンネル甲府市側 出入口上下線の分 岐点)から東山梨 郡春日居町鎮目二 、八〇一番の二地 先(鎮目ランプと の分岐点)までの 両側	〇六二番の一三二 地先(大蔵経寺山 トンネル甲府市側 出入口上下線の分 岐点)から東山梨 郡春日居町鎮目二 、八〇一番の二地 先(鎮目ランプと の分岐点)までの 両側	〇六二番の一三二 地先(大蔵経寺山 トンネル甲府市側 出入口上下線の分 岐点)から東山梨 郡春日居町鎮目二 、八〇一番の二地 先(鎮目ランプと の分岐点)までの 両側	〇六二番の一三二 地先(大蔵経寺山 トンネル甲府市側 出入口上下線の分 岐点)から東山梨 郡春日居町鎮目二 、八〇一番の二地 先(鎮目ランプと の分岐点)までの 両側
一九〇	三二〇	三二〇	三二〇	三二〇	三二〇	三二〇	三二〇	三二〇	三二〇
車両	自動車	自動車	自動車	自動車	自動車	自動車	自動車	自動車	自動車
終日	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
甲府	日下	日下	日下	日下	日下	日下	日下	日下	日下
平成一六 年三月一 日	平成一六 年六月二 一日 告示第四 号	平成一六 年六月二 一日 告示第四 号	平成一六 年六月二 一日 告示第四 号	平成一六 年六月二 一日 告示第四 号	平成一六 年六月二 一日 告示第四 号	平成一六 年六月二 一日 告示第四 号	平成一六 年六月二 一日 告示第四 号	平成一六 年六月二 一日 告示第四 号	平成一六 年六月二 一日 告示第四 号

に改める。  
別表第十五中



市道荒川左岸一号线	府市相生一丁目八番八号先(今川方西側)までの両側						告示第一六号
-----------	--------------------------	--	--	--	--	--	--------

四四四	市道二三人三吉線市道荒川左岸一号线	甲府市相生三丁目六番三〇号先(相生交番前交差点)から甲府市相生一丁目一八番八号先(今川方西側)までの両側	一九〇	車両	終日	甲府	平成一六年三月一日 告示第一六号
四四五	国道一四〇号(西関東連絡道路)	甲府市桜井町一、〇六二番の一三二地先(大蔵経寺山トンネル甲府市側出入口上線下の分岐点)から東山梨郡春日居町鎮目二、八〇一番の一地先(鎮目ランプとの分岐点)までの両側	一、九七〇・五	車両	終日	甲府 石和 日下 部	平成一六年六月二日 告示第四一号

に改める。  
別表第十六中

一〇、八〇六	町道花の森公園線	北巨摩郡高根町長沢七三三番地一先(町道と花の森公園駐車場の交差点)との交差点・南進車両	長坂	平成一六年六月三日 告示第三七号
--------	----------	---	----	---------------------

一〇、八〇六	町道花の森公園線	北巨摩郡高根町長沢七三三番地一先(町道と花の森公園駐車場の交差点)との交差点・南進車両	長坂	平成一六年六月三日 告示第三七号
一〇、八〇七	市道	甲府市桜井町六八三番の一地先(竜宮館前交差点・南進車両)	甲府	平成一六年六月二日 告示第四一号

一〇、八〇八	市道	甲府市桜井町六六五番の一地先(竜宮館前交差点・西進車両)	甲府	平成一六年六月二日 告示第四一号
一〇、八〇九	市道	甲府市桜井町六六五番の一地先(竜宮館前交差点・北進車両)	甲府	平成一六年六月二日 告示第四一号
一〇、八一〇	市道	甲府市桜井町九二八番の一地先(山梨英和大学北交差点東側・南進車両)	甲府	平成一六年六月二日 告示第四一号
一〇、八一二	市道	甲府市桜井町七〇七番の一地先(山梨英和大学北交差点東側・北進車両)	甲府	平成一六年六月二日 告示第四一号
一〇、八一三	国道一四〇号(西関東連絡道路・鎮目オフラン)	甲府市桜井町六八六番の一地先(山梨英和大学北交差点南側・東進車両)	甲府	平成一六年六月二日 告示第四一号
一〇、八一四	国道一四〇号(西関東連絡道路・鎮目オフラン)	東山梨郡春日居町鎮目二、三八〇番の六地先(鎮目オランプ起点部・北進車両)	日下部	平成一六年六月二日 告示第四一号

に改める。  
別表第十七中

一、三三〇	県道 嶺道 （新山 梨環状 道路・ 南アル ブス Cへの 流出入 部）	南アルブス市寺 部二、三六三番 地先（南アルブ スIC入口交差 点）から南アル ブス市吉田六四 六番地二先（南 アルブスIC料 金所）までの両 側	二四〇	車両	終日	小笠 原	平成一六 年三月二 五日 告示第二 〇号
-------	--	--	-----	----	----	---------	----------------------------------

一、三三〇	県道 嶺道 （新山 梨環状 道路・ 南アル ブス Cへの 流出入 部）	南アルブス市寺 部二、三六三番 地先（南アルブ スIC入口交差 点）から南アル ブス市吉田六四 六番地二先（南 アルブスIC料 金所）までの両 側	二四〇	車両	終日	南ア ルブ ス	平成一六 年六月二 一日 告示第四 一号
一、三三二	国道一 四〇号 （西関 東連絡 道路）	甲府市桜井町八 八番地先（山 梨英和大学前交 差点）から甲府 市桜井町九〇八 番の七地先（山 梨英和大学北交 差点北側）まで の両側	二八五	車両	終日	甲府	平成一六 年六月二 一日 告示第四 一号

に改める。  
別表第十九中

一五〇	国道一 四〇号	甲府市横根町九六四番地先（十郎 橋西交差点）から甲府市横根町九	甲府	平成一三年二月二 七日
-----	------------	------------------------------------	----	----------------

一五〇	国道一 四〇号 （西関 東連絡 道路）	甲府市桜井町九六四番地先（十郎 橋西交差点）から甲府市桜井町九 〇六番地先（山梨英和大学北交差 点）までの両側歩道（四〇五メ トル）	甲府	平成一六年六月二 一日 告示第四一 号
	（西関 東連絡 道路）	四九番地の二先（英和学院入口交 差点）までの両側歩道（一二〇メ ートル）		告示第五五号

に改める。

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成十六年三月三十一日山梨県条例第三十二号（山梨県県税条例及び山梨県収入証  
紙条例の一部を改正する条例）

同 同 六	同 同 下	第 第 第	号 号 号	第 第 第
	二 一 六			
	三 九 六			
				第六十七号
				第十七号
				第十四号